定量　163点
15　抗ＲＮＡポリメラーゼⅢ抗体　170点
16　抗ＤＮＡ抗体定量、抗ＤＮＡ抗体定性　172点
17　抗セントロメア抗体定量、抗セントロメア抗体定性　184点
18　抗ＡＲＳ抗体　190点
19　抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリア抗体半定量　191点
20　モノクローナルＲＦ結合免疫複合体　194点
21　抗ミトコンドリア抗体定量　200点
22　ＩｇＧ型リウマトイド因子　203点
23　抗シトルリン化ペプチド抗体定性、抗シトルリン化ペプチド抗体定量　210点
24　抗ＬＫＭ－１抗体　221点
25　抗カルジオリピンβ$_2$グリコプロテインＩ複合体抗体　223点
26　抗ＴＳＨレセプター抗体（ＴＲＡｂ）　232点
27　抗カルジオリピン抗体　239点
28　ＩｇＧ$_2$（ＴＩＡ法によるもの）　239点
29　抗デスモグレイン３抗体、抗ＢＰ180－ＮＣ16a抗体　270点
30　抗ＭＤＡ５抗体、抗ＴＩＦ１－γ抗体、抗Ｍｉ－２抗体　270点
31　抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体（ＭＰＯ－ＡＮＣＡ）　273点
32　抗好中球細胞質プロテイナーゼ３抗体（ＰＲ３－ＡＮＣＡ）　275点
33　抗糸球体基底膜抗体（抗ＧＢＭ抗体）　277点
34　ループスアンチコアグラント定量、ループスアンチコアグラント定性　281点
35　抗好中球細胞質抗体（ＡＮＣＡ）定性　290点
36　抗デスモグレイン１抗体　300点
37　甲状腺刺激抗体（ＴＳＡｂ）　340点
38　ＩｇＧ$_4$　377点
39　ＩｇＧ$_2$（ネフェロメトリー法によるもの）　388点
40　抗ＧＭ１ＩｇＧ抗体、抗ＧＱ１ｂＩｇＧ抗体　460点
41　抗アセチルコリンレセプター抗体（抗ＡＣｈＲ抗体）　847点
42　抗グルタミン酸レセプター抗体　970点
43　抗アクアポリン４抗体、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体　1,000点
44　抗ＨＬＡ抗体（スクリーニング検査）　1,000点
45　抗ＨＬＡ抗体（抗体特異性同定検査）　5,000点
注１　本区分の９から15まで、18及び30に掲げる検査を２項目又は３項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。
２　本区分の44及び45に掲げる検査については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に算定する。

Ｄ０１５　血漿蛋白免疫学的検査
1　Ｃ反応性蛋白（ＣＲＰ）定性、Ｃ反応性蛋白（ＣＲＰ）　16点
2　赤血球コプロポルフィリン定性、グルコース－６－ホスファターゼ（Ｇ－６－Ｐase）　30点
3　グルコース－６－リン酸デヒドロゲナーゼ（Ｇ－６－ＰＤ）定性、赤血球プロトポルフィリン定性　34点
4　血清補体価（CH_{50}）、免疫グロブリン　38点
5　クリオグロブリン定性、クリオグロブリン定量　42点
6　血清アミロイドＡ蛋白（ＳＡＡ）　47点
7　トランスフェリン（Ｔｆ）　60点
8　C_3、C_4　70点
9　セルロプラスミン　90点
10　非特異的ＩｇＥ半定量、非特異的ＩｇＥ定量　100点
11　β$_2$－マイクログロブリン、トランスサイレチン（プレアルブミン）　107点
12　特異的ＩｇＥ半定量・定量　110点
注　特異的ＩｇＥ半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から１回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。
13　レチノール結合蛋白（ＲＢＰ）　136点
14　α$_1$－マイクログロブリン、ハプトグロビン（型補正を含む。）　140点
15　アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン（ＨＲＴ）　159点
16　C_3プロアクチベータ　160点
17　免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）　170点
18　ヘモペキシン　180点
19　ＴＡＲＣ　189点
20　ＡＰＲスコア定性　191点
21　アトピー鑑別試験定性　194点
22　Ｂｅｎｃｅ　Ｊｏｎｅｓ蛋白同定（尿）　203点
23　癌胎児性フィブロネクチン定性（頸管腟分泌液）　204点
24　免疫電気泳動法（特異抗血清）　230点
25　C_1インアクチベータ　276点
26　免疫グロブリンＬ鎖κ／λ比　330点
27　免疫グロブリン遊離Ｌ鎖κ／λ比　400点
28　結核菌特異的インターフェロン－γ産生能　630点

Ｄ０１６　細胞機能検査
1　Ｂ細胞表面免疫グロブリン　161点
2　Ｔ細胞サブセット検査（一連につき）　194点
3　顆粒球機能検査（種目数にかかわらず一連につき）　200点
4　Ｔ細胞・Ｂ細胞百分率　204点
5　顆粒球スクリーニング検査（種目数にかかわらず一連につき）　220点
6　赤血球表面抗原検査　270点
7　リンパ球刺激試験（ＬＳＴ）
イ　１薬剤　345点
ロ　２薬剤　425点
ハ　３薬剤以上　515点

（微生物学的検査）

Ｄ０１７　排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査
1　蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの　50点
注　集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、32点を所定点数に加算する。
2　保温装置使用アメーバ検査　45点
3　その他のもの　61点
注　同一検体について当該検査と区分番号Ｄ００２に掲げる尿沈渣（鏡検法）又は区分番号Ｄ００２－２に掲げる尿沈渣（フローサイトメトリー法）を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

Ｄ０１８　細菌培養同定検査
1　口腔、気道又は呼吸器からの検体　160点
2　消化管からの検体　180点
3　血液又は穿刺液　210点
4　泌尿器又は生殖器からの検体　170点
5　その他の部位からの検体　160点